

茨城県報

第4796号

昭和37年2月2日

金曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

	ページ
◎行政書士試験の合格者……………	1
◎幼稚園の設置者変更認可……………	1
◎旅行あつ旋業者の登録まつ消……………	2
◎建設業者の登録……………	2
◎建設業者の登録まつ消……………	3
◎同……………	3
◎昭和37年度森林区実施計画の決定……………	3
◎告示の廃止……………	8
◎精神薄弱者の委託料月額……………	8
◎土地改良区定款変更の認可……………	8

◎身体障害者更正指導費用の一部改正……………	8
◎計量器販売事業の登録……………	8
◎豚コレラ予防のための指定の一部改正……………	9
◎児童福祉措置費用の基準の一部改正(3件)……………	9

公 告

◎自動車教習所の指定(2件)……………	13
---------------------	----

告 示

茨城県告示第86号

行政書士法施行細則(昭和26年4月24日茨城県規則第12号)第6条の規定により、昭和36年度行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

受験 番号	氏 名	合格証番号
5	長 谷 健 雄	昭和36年第1号
9	井 坂 信 之	昭和36年第2号
10	堀 江 潔	昭和36年第3号
11	石 神 英 夫	昭和36年第4号

受験 番号	氏 名	合格証番号
17	川 窪 信 次	昭和36年第5号
18	広 岡 淳	昭和36年第6号
21	嶋 根 理 一	昭和36年第7号
22	富 山 清 一	昭和36年第8号

茨城県告示第87号

下記幼稚園の設置者変更は、私立学校法(昭和24年法律第270号)第5条第1項第1号の規定により昭和37年1月31日認可した。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

名 称	位 置	新 設 置 者	旧 設 置 者
東海なかよし幼稚園	茨城県那珂郡東海村 大字村松荒谷台1,225番地の1	川 上 利 博	笠 井 重 光

茨城県告示第88号

旅行あつ旋業法(昭和27年法律第239号)第15条第1項の規定による届出があつたので同法第20条の規定により2月2日付で下記のとおり旅行あつ旋業の登録をまつ消する。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	申請者の氏名又は名称及び位置	商 号
	氏名又は名称	位 置
登録 邦人 第61号	日 高 と し	水戸市仲町490番地
		茨城旅客自動車有限会社

茨城県告示第89号

下記の建設業者の登録事項は建設業法第8条第1項により建設業者登録簿に登録した。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	登 録 年 日 月	商 号 又 は 名 称	申請者氏名	主たる営業所の所在地
(ち) 313	昭36.12.21	三協建設株式会社	岡野源次郎	水戸市藤沢小路326
(ち) 769	// 36.12.1	関根工務店	関根 庄吉	水戸市元山町5,768
(ち) 1,582	// 37.2.1	秋 沢 工 業 所	秋 沢 京	水戸市三光町3
(ち) 1,583	// 37.2.1	阿久井左官工業所	阿久井治平	水戸市田見小路649
(と) 1,244	// 36.9.15	有限会社 旭 建 設	斉藤金五郎	那珂郡緒川村上小瀬4,285~1
(ち) 1,577	// 37.1.10	鈴木工務店	鈴木 干吉	那珂郡山方町山方1,160
(ち) 1,579	// 37.2.1	堤 工 務 店	堤 万次郎	那珂湊市7丁目4,686
(ち) 12	// 36.12.1	堀内建設工業所	堀内 栄	久慈郡大子町大字下野宮2,242
(ち) 1,292	// 36.12.4	株式会社 日立塗工店	佐藤 定雄	日立市助川町1,889~1
(ち) 1,293	// 36.12.4	市 村 工 務 店	市村 市蔵	日立市成沢町1,845
(ち) 1,311	// 37.1.29	栗 田 土 建	栗田 大平	日立市油縄子町476
(ち) 1,580	// 37.2.1	友 部 工 務 所	友部 源	日立市助川町1,960

(第三種郵便物認可)

(ち)	990	// 36.12.24	長 島 組	阿久津一郎	鹿島郡銚田町塔宮12
(ち)	1,581	// 37.2.1	実 川 組	実川 直司	行方郡鹿生町富田23
(ち)	1,578	昭37.2.1	後 藤 工 務 店	後藤 良松	猿島郡岩井町大字鶴戸490
(ち)	1,584	// 37.2.1	駒 崎 工 務 店	駒崎 栄一	猿島郡岩井町大口62~3

茨城県告示第90号

下記建設業者の登録事項は、建設業法第4条第3項の規定による登録有効期間満了の日までに更新申請の手続きがなされなかつたから同法第15条第1項第2号の規定によりまつ消した。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	登 年 月 録 日	商号又は名称	申請人	主たる営業所の所在地
(と)	292昭34.11.15	実 川 組	実川 直司	行方郡麻生町富田23
(と)	986// 34.12.24	後 藤 工 務 店	後藤 良松	猿島郡岩井町大字鶴戸490

茨城県告示第91号

下記の建設業者の登録事項は、当該建設業者から建設業法第14条第4号の規定に基づく廃業の届け出があつたので建設業者登録簿からまつ消した。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	登 年 月 録 日	商号又は名称	申請者の氏名	主たる営業所の所在地
(と) 第1,123号	昭35.11.1	有限会社 中村工務店	中村 寛	猿島郡岩井町大字岩井3,282

茨城県告示第92号

森林法第8条第4項の規定により昭和37年4月1日から昭和38年3月31日までを実施期間とする森林区実施計画は、昭和36年12月25日付茨城県告示第1,244号をもつて公表した森林区実施計画案に変更がみとめられないので、同案を森林区実施計画とする。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和37年度森林区実施計画の概要

単位 面積 ha 材積 m³

県	制限林別 普通林	人工植栽すべき 森林の面積		伐採立木材積の許容限度										摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
				針葉樹		材広		葉積		樹		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
箇所数	指定面積	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主	伐	間	伐	主</

公有林経営計画における伐採立木材積の許容限度

市町村名	地方公共団体名	計画期間	制限		伐採立木材積の許容限度		材積の許容限度		面積 ha		材積 m ³		摘要
市町村名	地方公共団体名	計画期間	針葉樹主伐	針葉樹間伐	広葉樹主伐	広葉樹間伐	主伐	間伐	主伐	間伐	主伐	間伐	摘要
金砂郷村	金砂郷村	33	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	500
水府村	水府村	37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6
里美村	小里財産区	37	—	—	—	—	—	—	—	—	200	100	250
北茨城市	南中郷財産区	34年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日立市	日立市	38度	—	—	—	—	—	—	—	—	890	928	1,354
水戸市	水戸市	35	—	—	—	—	—	—	—	—	6,489	34	6,506
常北町	常北町	39	—	—	—	—	—	—	—	—	188	—	188
美和村	美和村	39	—	—	—	—	—	—	—	—	811	—	811
山方町	山方町	39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(第三種郵便物認可)

[illegible]

茨城県告示第93号

次の告示は昭和37年1月31日限り廃止した。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和23年3月26日茨城県告示第104号 (茨城県郷土産業振興対策要綱)

昭和23年3月26日茨城県告示第105号 (茨城県郷土産業振興委員会規程)

昭和24年7月6日茨城県告示第355号 (茨城県中間工業試験機械設備貸与規程)

昭和26年11月30日茨城県告示第753号 (茨城県中小企業共同施設設備貸与要綱)

茨城県告示第94号

精神薄弱者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第3号の規定により、援護の実施機関が精神薄弱者を職親に委託する場合の委託料を月額300円と定め、昭和37年1月1日から適用する。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第95号

昭和36年12月7日付辰ノ口堰土地改良区から申請のあつた定款変更を2月2日認可した。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第96号

茨城県身体障害者更生指導所入所費用に関する条例(昭和28年茨城県条例第21号)第1条の規定による基準(昭和36年茨城県告示第613号)の一部を次のように改正し、昭和36年10月1日から適用する。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

入所費用(生活費) 1日 77円

茨城県告示第97号

計量法第47条第1項の規定により、次のとおり計量器販売事業を登録した。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

長さ計(ノギス、ノギス以外の副尺付はさみ尺、ブロックゲージ及び回転尺を除く)

登録番号	登 録 日 年 月 日	店 舗 の 所 在 地	氏 名 又 は 名 称
第754号	昭和37年 2月5日	新治郡八郷町大字柿岡1, 875番地	大 沢 彦 市

// 755 //	//	水戸市南町457番地の2	浦井万年筆株式会社
// 756 //	//	水戸市本1丁目1,047番地	布施 富 美
// 757 //	//	水戸市向井町1,815番地	黒 沢 勝 平
温度計, 仕事計, 工率計, 熱量計, 流量計, 粘度計, 密度計, 濃度計, 周波数計(回転計を除く), 光度計, 光束計, 照度計, 騒音計, 屈折度計, 湿度計, 比重計及び耐火度計			
登録番号	登 録 年 月 日	店 舗 の 所 在 地	氏 名 又 は 名 称
第635号	昭和37年 2月5日	古河市大字古河5,772番地	足 立 甚 作
// 636 //	//	竜ヶ崎市大徳町関2,479番地	内 田 福 四 郎
// 637 //	//	鹿島郡鉾田町大字鉾田1,595番地	有限会社 石岡屋 福田 商店

茨城県告示第98号

昭和36年10月茨城県告示第1,008号(茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定)の一部を次のとおり改める。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中に山梨県を加え、埼玉県を削る。

茨城県告示第99号

児童福祉法施行細則第24条に規定する措置等のため支出する費用の基準(昭和35年茨城県告示第349号)の一部を次のように改正し、昭和36年9月分について適用する。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

別表1の(1)一般分・(月額)の表中、茨城県水戸母子寮の保護単価を2,561円に改める。

茨城県告示第100号

児童福祉法施行細則第24条に規定する措置等のため支出する費用の基準(昭和36年茨城県告示第349号)の一部を次のように改正し、昭和36年10月1日から適用する。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 本文5項中「73円0銭」を「76円73銭」に、「24円31銭」を「25円53銭」に改める。
- 2 別表1の(1)一般分(月額)の表中、下記左欄の施設の保護単価(月額)の欄を右欄のように改める。

施 設 名	保 護 単 価 (月 額)
茨 城 養 育 院	3,601 ^円
千 波 愛 育 園	3,601

日 照 養 徳 園	3,402
チルドレンズホーム	3,226
茨 城 農 業 訓 練 所	3,226
茨 城 県 道 心 園	3,102
み ど り 園	3,601
茨 城 育 成 園	3,226
窓 愛 園	3,601
高 萩 臨 海 学 園	3,415
誉 田 養 徳 園	3,502
茨 城 学 園	4,087
筑 波 学 園	4,278
筑 峰 寮	4,112
慈 光 学 園	4,649
か し わ 学 園	5,175
錦 修 寮	5,455
暁 寮	3,909
日本赤十字社茨城支部 第1乳児預所	10,165
日本赤十字社茨城支部 第2乳児預所	10,165
日 立 乳 児 院	10,165
水 戸 市 立 母 子 寮	2,556
日 立 市 宮 田 母 子 寮	2,705
日 立 市 大 沼 母 子 寮	3,990
土 浦 市 立 母 子 寮	4,945
古 河 市 母 子 寮	2,422
下 館 市 母 子 寮	4,106
結 城 市 母 子 寮	4,035
竜ヶ崎 市 母 子 寮	4,411
常陸太田市母子寮	4,515
石 岡 市 石 岡 母 子 寮	3,379
水 海 道 母 子 寮	3,457
茨城県立 水戸母子寮	3,353
// 白 梅 荘	3,804
// 勝田母子寮	4,268

- 3 別表1の(1)一般分(月額)の表中みどり園の級地別の欄「丙」を「乙」に改める。
- 4 別表1の(2)の養護施設(3才未満の者の加算分)の表を次のように改める。

地 域 別	1人当りの加算額(月額)
乙	1,583円
丙	1,499円

- 5 別表3の事業費及びその他の措置費の児童1人当りの限度表を次のように改める。

[illegible]

茨城県告示第101号

児童福祉法施行細則第24条に規定する措置等のため支出する費用の基準(昭和35年茨城県告示第349号)の一部を次のように改正し、1については昭和36年12月1日から、2については昭和37年1月1日から適用する。

昭和37年2月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 別表1の(1)一般分(月額)の表中

乳児院	日本赤十字社茨城支部第1乳児預所	水戸市柵町2	乙	9	10,165
〃	日本赤十字社茨城支部第2乳児預所	水戸市南三の丸	乙	9	10,165

を

乳児院	日本赤十字社茨城支部乳児院	水戸市柵町2	乙	29	6,773
-----	---------------	--------	---	----	-------

に改める。

2 別表1の(1)一般分(月額)の表中

〃	茨城県立水戸母子寮	水戸市神崎町	乙	11	3,353
〃	〃 白 梅 荘	水戸市松本町2,403	乙	32	3,804

を

〃	茨城県立 白 梅 荘	水戸市松本町2,403	乙	40	3,804
---	------------	-------------	---	----	-------

に改める。

公 告

◎自動車教習所の指定

道路交通法第98条第1項の規定により次のとおり指定した。

昭和37年2月2日

茨城県公安委員会

委員長 宮 崎 慶 一 郎

指 定 月 日 昭和37年1月15日

指 定 番 号 第 11 号

指定した自動車
教習所名及び

所 在 地 古河自動車教習所
古河市大字古河4,180の26

管 理 者 古 谷 覚

◎自動車教習所の指定

道路交通法第98条第1項の規定により次のとおり指定した。

昭和37年2月2日

茨城県公安委員会

委員長 宮 崎 慶 一 郎

指 定 月 日 昭和37年1月15日

指 定 番 号 第 12 号

指定した自動車
教習所名及び
所 在 地

古河自動車学校

猿島郡総和村大字関戸1,758の2

管 理 者 宇 田 川 猛

◇ 県政の総覧 ~ 県民の六法 ◇

..... 茨 城 県 報

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民政等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等はいずれも「**茨城県報**」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの**県報**の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部学事文書課あてお申し込み下さい。
購読料は、送料とも1カ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)